

食安発1030第1号

平成21年10月30日

(最終改正：平成28年11月21日生食発1121第1号)

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対タイ輸出牛肉の取扱いについて

標記については、タイ国政府との協議の結果、別紙のとおり「対タイ輸出牛肉取扱要領」(以下「要領」という。)を定めることとしたので、御了知の上、関係業者に対する周知及び指導方願うとともに、要領に基づく対応について配慮願います。